公益財団法人日本フィランソロピック財団 第1回「大阪子どもゆめ応援基金」助成 よくあるご質問

【項目】Q1:参加対象者について

Q2:対象事業について

Q3:応募方法、補助金や助成金等の活用について

Q4: 助成対象の経費について

Q5: 選考について

Q6: そのほか

Q1: 参加対象者(受益者)について

1-1 活動の参加者は子どもだけに限られますか?

A:活動には子どもをサポートする目的で大人も参加できます。

1-2 活動の参加者は経済的な困難を抱える家庭の子どもだけに限られますか?

A: 経済的な事情や養育環境により支援が必要な子どもたちの参加を積極的に促す活動であれば、 その他の子どもも参加する活動も応募できます。

1-3 活動の参加者は大阪府内に住む子どもだけに限られますか?

A:参加者の大半が大阪府内に住む子どもとなるような事業であれば、大阪府外の子どもも参加が可能です。

Q2:対象事業について

2-1 通常の習い事も応募対象になりますか?

A: はい、対象になります。

2-2 応募する体験型催事はいつ開催しても構わないのでしょうか?

A:助成対象となる 2026 年4月1日~2027 年3月31日 期間内に実施してください。対象期

間外に実施する活動は助成の対象外です。

2-3 応募事業の安全面への配慮とは何ですか?

A:応募事業において、関係法令を遵守すること、加えて、参加する子どもたちおよびスタッフの安全に十分配慮してください。安全管理体制やリスク対応策に懸念がある場合、助成の対象外となる可能性があります。事業内容次第では、適切なスタッフ配置のほか、必要に応じて、保険加入や緊急時対応マニュアルの整備などを検討してください。

2-4 応募事業は応募段階でどのくらい決まっている必要がありますか?

A: 具体的な日付、場所、対象者、内容を示すことができるようにしてください。

2-5 採択後に申請内容を変更することはできますか?

A:原則不可ですが、やむを得ない事情で変更となる場合は、採択後に財団の事務局へまずはご相談ください。認められる場合は、変更届/変更申請をご案内します。

2-6 不採択になった場合でも事業を実施する必要がありますか?

A: その必要はありません。団体の状況により団体で判断してください。

O3:応募方法、補助金や助成金等の活用について

3-1 複数の活動を一つの応募で申請できますか?

A: 1活動1応募で申請してください。

3-2 ほかの助成金との併用はできますか?

A: 併用は可能です。ただし、他の助成金で計上している同一経費の二重計上はできません。 応募事業が公的な受託事業の場合や、併用先の助成金や補助金で併用ができない場合も対象外 です。併用する場合は併用先のルールもよく確認してください。

3-3 応募事業で参加費を徴収しても良いですか?

A:参加費を徴収して構いませんが、参加費は実費を考慮しつつ、すべての子どもが参加しやすいよう一般的な金額よりも抑えた金額で設定してください(参加費が実費以下の低額となるよう計画してください)。なお、参加費を徴収する場合は、応募用紙の事業費の内訳の自主財源に費用として含め、参加費単価・参加人数・回数を明示してください。

Q4: 助成対象の経費について

4-1 経費は、すべて助成期間中に提供・利用完了する必要があるでしょうか?

A:助成金として計上する経費は、助成期間中(2026年4月1日~2027年3月31日)のみが対象となります。助成期間前に発生した経費、助成期間後に発生した費用は計上の対象外です。

4-2 外部専門家への委託費が50%を超える場合はどうなりますか?

A:助成申請団体が実施する活動とはみなされず、対象外となる場合があります。本助成は助成申請団体が実施する活動が応募対象となります。

4-3 保険料は計上できますか?

A:活動の参加者にかかる保険(例:参加者向けの傷害保険など)の保険料は計上可能です。ただし、イベント開催保険、施設借用に伴う損害賠償保険、スタッフの収入補償保険など、主催団体が契約し責任を負う保険については、助成対象外です。

4-4 複数の助成金を受け取った場合、経費の按分方法について教えてください。

A: 二重計上をしないように十分ご留意ください。

必要に応じて助成金に計上した費用の領収書など支払いにかかる証憑を提出していただきます。支払いにかかる証憑は適切に保管し、助成事業終了後の報告時には、財団からの求めに応じて提出できるようにしてください。

Q5: 選考について

5-1 申請書の内容はどのように評価されますか?文章の具体性や書式についてのアドバイスはありますか?

A: 応募用紙には空欄がないように作成しましょう。該当がない部分には、その旨を書いてください。枠の幅は変更しないように心がけてください。文字のフォトサイズは10ポイント以上で作成してください。カラー、写真、図、下線、太字などは適宜使用していただいて構いません。

06: そのほか

6-1 活動の実施にあたって、助成金を受けていることを開示する必要がありますか?

A:はい。

当助成を受けて開催する活動の参加者を募集するチラシなど、活動に関する広報媒体には当助 成を受けている旨を明記してください。 6-2 選考結果の発表後、正式な契約締結や助成金の支払いまでの具体的な流れを教えてください。

A:選考結果を各団体に通知後、採択となった団体へは、助成契約の締結に関するご案内を差し上げます。助成金の支払いは助成契約の締結後となります。助成期間開始後であっても、助成契約の締結が未だの場合は、助成金は支払われず、助成契約の締結後の支払いとなります。

6-3 応募書類の提出後に内容を修正したい場合はどうすればいいですか?

A: 修正後の提出が応募期間内に間に合うようであれば対応いたします。財団事務局へ修正したい 旨を、お問合せ受付〆切日時と同じ 2025 年 11 月 25 日 (火) 午前 9:00 までに連絡してく ださい。ただし、応募〆切後は一切受付いたしません。

6-4 助成金を返還する必要がある場合を教えてください。

A:応募事業が助成期間内に実施されなかった場合は、助成金は全額返還となります。

応募事業の決算で余剰金が出た場合は余剰分を返還ください。ただし、余剰が 1,000 円未満となった場合は返還不要となります。

会計報告時に使用実態が不明と判断された費用は、助成金の計上可能な費用としては認められない場合があります。認められない分は返還となります。

その他、応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。2025 年 11 月 25 日 (火) 午前 9:00 までの受付です。

代表メールアドレス: info (アットマーク)np-foundation.or.jp *(アットマーク)を@に変更してください お問い合わせメールは、件名を「大阪子どもゆめ応援基金」として、団体名、担当者名、担当者の電話番号を必ず記載ください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

以上